寄付金の本質と対策(1)

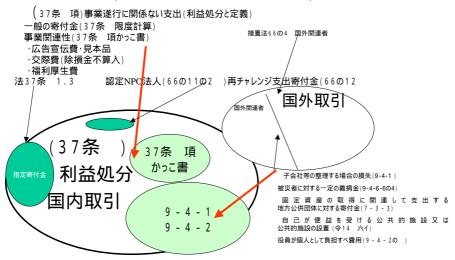
経済的利益 という課題



贈与 無償の供与 低額譲渡

(2)寄付金の本質と利益処分

経済的利益(贈与・無償の供与・低額譲渡)



(3) 寄付金の本質の学説

松沢法的基準説

贈与(民549条)契約の有無・・・・ ves no yes no 事業関連性(法2条の2)・・・・・・・ ves no 寄付金以外の費用又は損失と すべき事業性の合理性・・・・・・・

< yes >

すべてyesの場合(法37条7項カッコ書) 寄付金以外の費用損失

< no >寄付金(法22条5項) 隠れた利益処分

no

ves

経済的基準説

事業との関連が判然としない 国が一部を負担する効果

- 一段階説(金子教授)
- 二段階説(旧多数説)

(4)再建支援等事案検討項目

法基通9-4-1(子会社から撤退費用)

法基通9-4-2 (子会社の再建費用)

いずれにも該当する場合

9 - 4 - 1、9 - 4 - 2にそった形での支援を行う場合には、諸条件を総合的に勘案する必要がある。なお、国税庁では 再建支援等事案に係わる事前相談を受け、支援者が行う損失負担等が寄付金に該当するか否かを検討する旨を公表している。

再建支援等事案に係わる検討項目およびその概要 検討項目およびその内容 再建の場合 整理の場合 1.損失負担の必要性 (1)事業関連性のある「子会社等であるか 資本関係、取引関係、人的関係、資金関係等の事業関連性を有するか (2)子会社等は経営危機に陥っているか イ 債務超過等の危機にあるか ロ 支援がなければ自力再建は不可能か イ 整理損失は生じるか(実質債務超過か) ロ 変更がなければ整理はできないか (3)支援者にとって損失負担等を行う相当な理由はあるか 再建または整理をすることにより将来のより大きな損失の負担を回避等できるか 2.再建計画等(支援内容)の合理性 (1) 損失負担額(支援額)の合理性(支援額は的確に算定されているか) イ 損失負担額(支援額)は再建または整理するための必要最低額の金額となっているか ロ 自己努力はなされているか (2)再建管理等の有無 再建管理は行われているか 整理計画の管理は行われているか(長期の場合) (3)支援者の範囲の相当性 支援者の範囲は相当か 口 支援者以外の事業関連性を有する者が損失負担していない場合、合理的な理由はあるか (4) 負担割合の合理性 事業関連性からみて負担割合は合理的に決定されているか

寄付金に該当しない